

令和5年度 東京都立八王子拓真高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) いじめに対する教員の指導力の向上と組織的対応を行う。
- (4) いじめに対する保護者・地域・関係機関と連携した取り組みを行う。

2 学校及び教職員の責務

八王子拓真高校に在籍する生徒の保護者、地域住民、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組んでいく。また八王子拓真高校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を持つ。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、八王子拓真高校におけるいじめ問題に組織的に対応するために学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- ・八王子拓真高校におけるいじめ防止等のための研修や調査研究等の対策の推進
- ・いじめの防止等に関する機関及び団体との連携
- ・八王子拓真高校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

ウ 会議

定期的に月に一回会議を行う。また緊急事態においてはこの限りではない。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、教務部主任、保健相談部主任、年次主任、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、八王子拓真高校では、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、保護者・地域住民・関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できる学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・第三者機関としての当事者間の調整及び解決
- ・八王子拓真高校のいじめ対策委員会のいじめ防止等のための対策への支援

ウ 会議

- ・年に2回会議を行う。また緊急事態においてはこの限りではない。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、近隣中学校長、大学教授等とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全校集会、年次集会、ホームルーム等を通じ「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成。
- イ いじめに関する授業や道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等を通して、いじめに向かわない態度や・能力の育成。
- ウ セーフティ教室等を通じて、ネット上のいじめを含んだいじめ防止のための啓蒙活動を推進。
- エ いじめに関する校内研修を通して教員の資質の向上。
- オ 二者面談、三者面談、家庭訪問等を通じて家庭と緊密な連携。

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる一年次生の全員面談の実施
- イ 担任との二者面談（年4回）および三者面談（年2回）の実施
- ウ 生活指導部のアンケート調査（年3回実施）や教育相談の実施等による早期のいじめ実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- エ 保健相談部を中心に各分掌・年次による相談体制の整備
- オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合の速やかな組織的な対応の実施
- イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ウ 教育的配慮に基づく、いじめた生徒への指導
- エ 保護者への支援・助言および保護者会の開催等による保護者との情報共有
- オ 学校サポートチームを通じた警察等の関係機関・専門家等との連携

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態発生については東京都教育委員会又は知事へ報告し連携する
- イ いじめられた生徒への緊急避難措置の検討・実施
- ウ いじめた生徒への懲戒や出席停止等の検討
- エ 警察への相談・通報や児童相談所等関係機関との連携
- オ いじめ対策緊急保護者会の開催等による保護者との情報共有

5 教職員研修計画

- (1) 各学期にいじめに対する研修を実施する
- (2) 教育相談に関する定期的な情報交換会を実施する

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 三者面談の実施（年2回）
- (2) 保護者会や学校便り等を通じた保護者との情報共有

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会をはじめとする地域との連携の強化
- (2) 警察・児童相談所、子ども家庭支援センター等関係機関との日常的な連携を図る

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止等に関する学校評価を通じて、学校におけるいじめの実態を検証する
- (2) 学校いじめ対策委員会および学校サポートチームを通じて本校の「いじめ基本方針」の内容を検証していく。

(附則)

この基本方針は、平成26年10月1日から施行する。

(附則)

この基本方針は、平成29年4月1日から一部を変更し施行する。

(附則)

この基本方針は、平成30年4月1日から一部を変更し施行する。

令和5年度 東京都立八王子拓真高等学校「学校サポートチーム」設置要綱

第1 目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

第2 設置

学校いじめ対策委員会を支援する組織として、保護者・地域住民・関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できる学校サポートチームを設置する。

第3 構成員

学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、副校長、主幹教諭、保護者代表、近隣中学校長、大学教授等とする。

第4 開催

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。緊急事態においてはこの限りではない。

第5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

第6 その他

その他必要な事項は、校長が定める。

(附則)

この設置要項は、平成26年10月1日から施行する。

(附則)

この設置要項は、平成28年4月1日から一部を変更し施行する。